

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和4年3月7日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法、不当を主張し、その取消しを求めている。

眼鏡が破損した場合、生活する事も通院する事も買い物する事もできない。また、東京都防災アプリ内において非常持出し袋に予備の眼鏡を入れておくようにとある。

生活保護費の毎年の削減による「生命の維持」と「不安障害の発症及び悪化」「解離性障害の悪化」等々が表れている。そのため生活はひっ迫しており、自腹での眼鏡の作成すらできない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 6 年 2 月 1 5 日	諮問
令和 6 年 5 月 8 日	審議（第 8 8 回第 4 部会）
令和 6 年 6 月 5 日	審議（第 8 9 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準・種類

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 1 1 条 1 項は、保護の種類として、「医療扶助」（4 号）等を挙げている。

法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとし、保護費は、上記基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるとしている。

(2) 医療扶助（治療材料の給付）

ア 法 1 5 条は、医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行うことを定めるとともに、医療扶助の範囲として「薬剤又は治療材料」（2 号）等を規定している。

イ 「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 3 6 年 9 月 3 0 日社発第 7 2 7 号厚生省社会局長通知。以下「医療要領」という。）は、治療材料の給付の方針として、眼鏡等については、必要最小限度の機能を有するものを、原則として現物給付によって行うものとするとし（第 3 ・ 6 ・ (3) ・ ア ・ (7) ）、治療等の一環としてこれを必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合に限ることとしている（同 ・ (イ) ・ b ）。

ウ 「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」（昭和 4 8 年 5 月 1 日社保第 8 7 号厚生省社会局保護課長通知。以下「保護課長通知」という。）は、治療材料に関し、眼鏡については、医療要領の「治療等の一環としてこれを必要とする真にやむを

得ない事由が認められる場合」（上記イ）に、日常生活に著しい支障がある場合も含まれるとしている（１２（問１７）２（答））。

(3) 障害者等に対する補装具費の支給

「補装具費支給事務取扱指針について（平成３０年３月２３日障発０３２３第３１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「補装具指針」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「自立支援法」という。）に基づき、障害者・障害児に対し、補装具費を支給する場合の取扱指針を定めるものであるが、支給対象となる補装具の個数について、「原則として１種目につき１個であるが、身体障害者・児の障害の状況を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認められる場合は、２個とすることができる」としている（第２・１・(5)）。

(4) 保護の申請及び決定

法２４条１項は、保護の開始を申請する者は、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同条３項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとする。そして、同条９項は、同条１項及び３項の規定を保護の変更の申請について準用する。

(5) 医療要領、保護課長通知及び補装具指針の位置づけ

医療要領及び保護課長通知は、いずれも地方自治法２４５条の９第１項及び３項の規定に基づく法の処理基準である。また、補装具指針は、同法２４５条の４第１項の規定に基づく技術的な助言である。

2 本件処分についての検討

本件処分通知書には、補装具指針を引用して支給要件を検討した旨の記載が認められるが、補装具指針は、自立支援法に基づき補装具費を支給する場合の取扱指針であり、本件のように法（生活保護法）に基づく医療扶助の給付を求める申請に対する根拠としては、不適切なものであるといわざるを得ない。

しかしながら、医療要領によれば、眼鏡については、必要最小限度の機能を有するものを、治療等の一環としてこれを必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合に限って給付することとされ（上記１・(2)・イ）、この「真にやむを得ない事由が認められる場合」に、日

常生活に著しい支障がある場合も含まれるとされているところ（同・ウ）、本件申請は、予備として2本目の眼鏡の給付を申請するものであるから、真にやむを得ない事由が認められる場合に該当するということはできず、処分庁が本件申請を却下したこと自体は、上記1・(2)の法令等の定めに則ったものと認められる。

また、請求人は、上記第3のとおり、本件処分の固有の瑕疵を主張することはなく、もっぱら予備の眼鏡の必要性に関する主張を展開している。仮に、請求人の主張が、本件処分の理由付記の不備を主張するものと解したとしても、補装具指針が医療要領と同様の趣旨により、支給対象を必要最小限の範囲とする旨を定めたものであることにかんがみれば、請求人の不服申立ての便宜を損なうものとまではいえないから、当該理由付記のみをもって、本件処分の取消事由となるものではない。

ただし、当審査会としては、処分庁に対し、今後の処分においてより適切な理由を提示すべきことを付言する。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、予備の眼鏡の必要性を主張する。しかし、本件処分に違法又は不当な点がないことは上記2で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

原道子、井上裕明、横田明美

別紙（略）